

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年岩手県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ） 第 2 条 <u>法第12条第 1 項</u>若しくは第 2 項又は<u>第13条第 2 項</u>若しくは第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（<u>法第12条第 1 項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）の提出又は通知を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出等取下げ届書（様式第 1 号）を建築物の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。 （<u>特定建築行為</u>の取りやめの届出） 第 3 条 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する建築主（<u>法第13条第 1 項</u>に規定する国等の機関の長（以下「<u>国等の機関の長</u>」という。）を除く。以下「<u>建築主</u>」という。）又は国等の機関の長は、<u>法第12条第 6 項</u>又は<u>第13条第 7 項</u>に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る法第11条第 1 項に規定する<u>特定建築行為</u>を取りやめたときは、<u>特定建築行為取りやめ届書</u>（様式第 2 号）を局長に提出しなければならない。 （<u>特定建築物</u>の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告） 第 4 条 <u>法第17条第 1 項</u>の規定に基づく報告は、<u>特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書</u>（様式第 3 号）により行わなければならない。 （適用除外） 第 5 条 政令<u>第 6 条第 2 項第 4 号</u>及び第 5 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる建築物及びこれらに準ずるものとして知事が認める建築物とする。 （設計内容説明書） 第 6 条 省令<u>第 1 条第 1 項</u>に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。 （建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する	（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ） 第 2 条 <u>法第11条第 1 項</u>若しくは第 2 項又は<u>第12条第 2 項</u>若しくは第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（<u>法第11条第 1 項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）の提出又は通知を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出等取下げ届書（様式第 1 号）を建築物の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。 （<u>要確認特定建築行為等</u>の取りやめの届出） 第 3 条 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する建築主（<u>法第12条第 1 項</u>に規定する国等の機関の長を除く。）又は同項に規定する<u>国等の機関の長</u>は、<u>法第11条第 6 項</u>又は<u>第12条第 7 項</u>に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る法第11条第 1 項に規定する<u>要確認特定建築行為</u>又は<u>法第12条第 2 項</u>に規定する<u>要通知特定建築行為</u>（<u>法第11条第 1 項ただし書</u>又は<u>第12条第 2 項ただし書</u>の規定の適用を受けるものを除く。）を取りやめたときは、<u>要確認特定建築行為（要通知特定建築行為）取りやめ届書</u>（様式第 2 号）を局長に提出しなければならない。 （建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告） 第 4 条 <u>法第15条第 1 項</u>の規定に基づく報告は、<u>建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書</u>（様式第 3 号）により行わなければならない。 （適用除外） 第 5 条 政令<u>第 4 条第 2 項第 4 号</u>及び第 5 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認める建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる建築物及びこれらに準ずるものとして知事が認める建築物とする。 （設計内容説明書） 第 6 条 省令<u>第 3 条第 1 項</u>に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。 （建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する

証明書の交付) 第7条 省令第11条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書（様式第4号）を局長に提出しなければならない。 2 局長は、前項に規定する申請が、<u>省令第3条（省令第7条第2項）</u>において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書（様式第5号）を当該申請をした者に交付するものとする。 <u>（建築物の建築に関する届出等の取下げ）</u> 第8条 法第19条第1項又は第20条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知を取り下げようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等取下げ届書（様式第6号）を局長に提出しなければならない。 <u>（建築物の建築に関する届出等に係る適合通知）</u> 第9条 局長は、法第19条第1項又は第20条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知があった場合において、当該計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、建築主又は国等の機関の長に別に定める様式による建築物の建築に関する届出等に係る適合通知書を交付するものとする。 <u>（届出等に係る建築物の建築の取りやめの届出）</u> 第10条 建築主又は国等の機関の長は、前条の建築物の建築に関する届出等に係る適合通知書の交付を受けた後に、当該適合通知に係る法第19条第1項各号に掲げる行為を取りやめたときは、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出等に係る建築物の建築取りやめ届書（様式第7号）を局長に提出しなければならない。 <u>（建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告）</u> 第11条 法第21条第1項の規定に基づく報告は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書（様式第8号）により行わなければならない。 <u>（建築物の建築に関する届出等において必要と認める図書）</u> 第12条 省令第12条第1項（省令第14条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の所管行政庁が必要と認める図	証明書の交付) 第7条 省令第13条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書（様式第4号）を局長に提出しなければならない。 2 局長は、前項に規定する申請が、<u>省令第5条（省令第9条第2項）</u>において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書（様式第5号）を当該申請をした者に交付するものとする。 第8条から第12条まで 削除
--	---

書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に基づき同項に規定する登録住宅性能評価機関から日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1又は別表2-1に規定する断熱等性能等級について等級4の住宅性能評価を受け、かつ、一次エネルギー消費量等級について等級5又は等級4の住宅性能評価を受けている場合（当該住宅性能評価に係る建築物が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。第20条第1号において同じ。）である場合に限る。） 当該登録住宅性能評価機関が交付した同項に規定する住宅性能評価書

(2) 法第7条に規定するエネルギー消費性能の表示について建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に規定する第三者認証（別に定めるものに限る。）を受けている場合 当該第三者認証を受けたことを証明する書類

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ）

第13条 法第34条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届書（様式第9号）を局長に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知）

第14条 局長は、法第35条第1項又は第36条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。

（エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出）

第15条 法第36条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第10号）を局長に提出しなければならない。

（エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況の報告）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ）

第13条 法第29条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届書（様式第6号）を局長に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知）

第14条 局長は、法第30条第1項又は第31条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。

（エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出）

第15条 法第31条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第7号）を局長に提出しなければならない。

（エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況の報告）

第16条 <u>法第37条</u>の規定に基づく報告は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書（<u>様式第11号</u>）により行わなければならない。 （エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の完了の報告） 第17条 認定建築主は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等完了届書（<u>様式第12号</u>）を局長に提出しなければならない。 （建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知） 第18条 局長は、<u>法第39条</u>の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画（<u>法第34条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書を認定建築主に交付するものとする。 （設計内容説明書） 第19条 <u>省令第23条第1項</u>に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。 （建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において必要と認める図書） 第20条 <u>省令第23条第1項</u>の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について<u>法第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。 （1） 一戸建ての住宅、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）又は<u>住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号において同じ。）</u>を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住宅部分 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 （2） 前号に掲げる建築物等以外の建築物等 <u>法第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付）	第16条 <u>法第32条</u>の規定に基づく報告は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等状況報告書（<u>様式第8号</u>）により行わなければならない。 （エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の完了の報告） 第17条 認定建築主は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等完了届書（<u>様式第9号</u>）を局長に提出しなければならない。 （建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知） 第18条 局長は、<u>法第34条</u>の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画（<u>法第29条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書を認定建築主に交付するものとする。 （設計内容説明書） 第19条 <u>省令第20条第1項</u>に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。 （建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において必要と認める図書） 第20条 <u>省令第20条第1項</u>の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について<u>法第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。 （1） 一戸建ての住宅<u>（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。）</u>、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）又は<u>人の居住の用に供する部分</u>を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住宅部分 <u>（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。）</u> 住宅の品質確保の促進等に関する法律 <u>（平成11年法律第81号）</u> 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 （2） 前号に掲げる建築物等以外の建築物等 <u>法第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付）
--	---

第21条 省令第29条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書（様式第13号）を局長に提出しなければならない。 2 局長は、前項に規定する申請が、省令第26条の軽微な変更に該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書（様式第14号）を当該申請をした者に交付するものとする。 <u>（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ）</u> 第22条 法第41条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届書（様式第15号）を局長に提出しなければならない。 <u>（建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する不認定の通知）</u> 第23条 局長は、法第41条第2項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物のエネルギー消費性能に係る不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。 <u>（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しの通知）</u> 第24条 局長は、法第42条の規定に基づき法第41条第2項の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書を当該認定の取消しを受けた者に交付するものとする。 <u>（基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告）</u> 第25条 法第43条第1項の規定に基づく報告は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書（様式第16号）により行わなければならない。 <u>（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請において必要と認める図書）</u> 第26条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、第20条各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。 <u>（書類の提出部数）</u> 第27条 法、省令及びこの規則により局長に提出する書類の部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。	第21条 省令第28条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請しようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書（様式第10号）を局長に提出しなければならない。 2 局長は、前項に規定する申請が、省令第25条の軽微な変更に該当していると認めるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書（様式第11号）を当該申請をした者に交付するものとする。 <u>（書類の提出部数）</u> 第22条 法、省令及びこの規則により局長に提出する書類の部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
--	--

(1) [略] (2) この規則により局長に提出するもの（建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書（様式第4号）及び建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書（<u>様式第13号</u>）を除く。） 正本1部 (3) [略]	(1) [略] (2) この規則により局長に提出するもの（建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書（様式第4号）及び建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書（<u>様式第10号</u>）を除く。） 正本1部 (3) [略]
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

改正前	改正後
様式第1号（第2条関係） [略] 1 提出又は通知に係る<u>特定建築物</u>の位置 [略] 様式第2号（第3条関係） <u>特定建築行為取りやめ届書</u> [略] 年 月 日付け岩手県指令 第 号 で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた<u>特定建築物</u>について、<u>特定建築行為</u>を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた<u>特定建築物</u>の位置 [略] 様式第3号（第4条関係） <u>特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書</u> [略] 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第17条第1項</u>の規定に基づき報告の求めのあった<u>特定建築物</u>の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条の規定により、次のとおり報告します。 1 報告に係る<u>特定建築物</u>の位置 [略] 様式第4号（第7条関係） [略] 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則<u>第11条</u>の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計	様式第1号（第2条関係） [略] 1 提出又は通知に係る<u>建築物</u>の位置 [略] 様式第2号（第3条関係） <u>要確認特定建築行為（要通知特定建築行為）取りやめ届書</u> [略] 年 月 日付け岩手県指令 第 号 で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた<u>建築物</u>について、<u>要確認特定建築行為（要通知特定建築行為）</u>を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた<u>建築物</u>の位置 [略] 様式第3号（第4条関係） <u>建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書</u> [略] 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第15条第1項</u>の規定に基づき報告の求めのあった<u>同法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物</u>の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条の規定により、次のとおり報告します。 1 報告に係る<u>建築物</u>の位置 [略] 様式第4号（第7条関係） [略] 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則<u>第13条</u>の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計

画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。 [略] 様式第5号（第7条関係） [略] 年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の<u>特定建築物</u>に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同令第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。 [略] 3 変更に係る<u>特定建築物</u>の位置 4 <u>特定建築物</u>又はその部分の概要 [略]	画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。 [略] 様式第5号（第7条関係） [略] 年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の<u>建築物</u>に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。 [略] 3 変更に係る<u>建築物</u>の位置 4 <u>建築物</u>又はその部分の概要 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。 様式第6号から様式第8号までを削る。	

改正前	改正後
<u>様式第9号</u>（第13条関係） [略] 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第<u>35条第2項</u>の規定に基づく申出の有無 [略] <u>様式第10号</u>（第15条関係） [略] 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第<u>35条第2項</u>の規定に基づく申出の有無 [略] <u>様式第11号</u>（第16条関係） [略] 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第<u>37条</u>の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。 [略] <u>様式第12号</u>（第17条関係） [略] 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第<u>35条第2項</u>の規定に基づく申出の有無 [略]	<u>様式第6号</u>（第13条関係） [略] 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第<u>30条第2項</u>の規定に基づく申出の有無 [略] <u>様式第7号</u>（第15条関係） [略] 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第<u>30条第2項</u>の規定に基づく申出の有無 [略] <u>様式第8号</u>（第16条関係） [略] 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第<u>32条</u>の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。 [略] <u>様式第9号</u>（第17条関係） [略] 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第<u>30条第2項</u>の規定に基づく申出の有無 [略]

様式第13号（第21条関係）

〔略〕

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

〔略〕

様式第14号（第21条関係）

〔略〕

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更^{に該当していることを証明します。}

〔略〕

様式第10号（第21条関係）

〔略〕

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

〔略〕

様式第11号（第21条関係）

〔略〕

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の軽微な変更^{に該当していることを証明します。}

〔略〕

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第15号及び様式第16号を削る。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届書等又は交付する証明書について適用し、同日前に提出した届書等又は交付した証明書については、なお従前の例による。